

産業廃棄物収集運搬業許可証

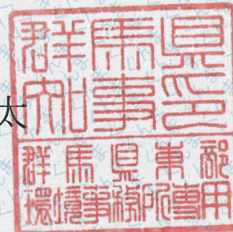
住 所 茨城県結城市大字小田林961番地

氏 名 大橋解体工業株式会社

代表取締役 大橋忠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年 月 日 令和 元年 11月 26日

許可の有効期限 令和 6年 11月 25日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 26年 11月 26日 新規許可

令和 元年 11月 26日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

令和元年10月29日付で申請のあった産業廃棄物収集運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和元年12月6日

群馬県知事 山本 一太



記

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

2 許可の条件

なし

3 許可の有効期限

令和元年11月26日 ～ 令和6年11月25日

(教示) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、群馬県を被告として（訴訟において群馬県を代表する者は群馬県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

大橋解体工業株式会社
代表取締役 大橋忠 様

群馬県東部環境事務所長 星野隆昌



産業廃棄物収集運搬業の許可について（通知）

このことについて、別添のとおり指令書及び許可証を交付します。

産業廃棄物収集運搬業の業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し適正な処理を行うとともに、下記事項に留意してください。

記

- 1 排出者との契約は、書面により行い、当該契約書には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に掲げる事項についての条項が含まれているものであること。
- 2 排出者が処分を委託しようとする者が貴社以外である場合には、排出者から処分を委託しようとする者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名を含む。）を記載した文書の交付を受けること。
- 3 次に掲げる事項に変更が生じた場合及び産業廃棄物処理業の一部又は全部を廃止したときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項により、変更又は廃止の日から10日（法人で名称又は役員等の変更により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に、産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書に必要な書類及び図面を添付して、許可証の交付を受けた事務所に2部提出すること。

許可証に記載された事項に変更が生じた場合は、許可証の書換えを行うので、許可証を添付すること。

産業廃棄物処理業の全部を廃止したときは、産業廃棄物処理業廃止届出書に許可証を添えて提出すること。

変更項目	添付する書類及び図面
住所	(個人) ・住民票の写し ・案内図及び付近の見取り図
	(法人) ・登記簿の謄本 ・案内図及び付近の見取り図
氏名又は名称	(個人) ・住民票の写し
	(法人) ・定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
法第7条第5項第4号チに規定する法定代理人	変更に係る者が、それぞれ法第7条第5項第4号イからトまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類及び住民票の写し
法第7条第5項第4号リに規定する役員及び政令で定める使用人	
法第7条第5項第4号ヌに規定する政令で定める使用人	
事務所及び事業場の所在地（住所を除く。）	変更後の事務所及び事業場の付近の見取り図
事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算並びに当該施設の付近の見取り図
	申請者が施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類

- 4 収集運搬を行う車両に許可証の写しを備えること。